

9. 短期入所療養介護

9-1 介護老人保健施設における短期入所療養介護

イ 老人保健施設型短期入所療養介護費

老人保健施設型短期入所療養介護費	(I) 看護・介護職員の配置 3:1	要支援 (A1点)	+	リハビリテーションに対する体制加算 (C点加算)	+	痴呆専門棟加算 (J点加算)	) × 日数
		要介護1 (A2点)					
		要介護2 (A3点)					
		要介護3 (A4点)					
		要介護4 (A5点)					
		要介護5 (A6点)					
	(II) 看護・介護職員の配置 3.6:1	要支援 (B1点)					
		要介護1 (B2点)					
		要介護2 (B3点)					
		要介護3 (B4点)					
		要介護4 (B5点)					
		要介護5 (B6点)					

送迎加算 (片道の送迎ごと) (H点)

× 回数 (片道単位)

ロ 緊急時施設療養費

緊急時治療管理費 (1日につき1点)

× 日数 (1月に1回で、3日を限度)

特定治療費 (リハビリテーション、処置、手術、麻酔又は放射線治療を行った場合に、老人医科点数表第1章及び第2章に定める点数に10円を乗じて得た額)

9-2 療養型病床群を有する病院における短期入所療養介護

イ 病院療養型病床群短期入所療養介護費

病院療養型病床群短期入所療養介護費	(I) 看護職員 6:1 介護職員 3:1	要支援 (A1点)	基準省令 附則第10 条に該当 する場合 (廊下幅 のみ基準 以下) (E1点 減算)  基準省令 附則第8 条、9条 又は11条 に該当す る場合 (E2点 減算)  基準省令 附則第7 条に該当 する場合 (食堂、浴 室がない) (E3点 減算)	勤務条件 に関する 基準の区 分による 加減算  基準型 (その まま)  加算型 (G1、G2、 G3、G4点 加算)  減算型 (G5点 減算)	× 日数
		要介護1 (A2点)			
		要介護2 (A3点)			
		要介護3 (A4点)			
		要介護4 (A5点)			
		要介護5 (A6点)			
	(II) 看護職員 6:1 介護職員 4:1	要支援 (B1点)			
		要介護1 (B2点)			
		要介護2 (B3点)			
		要介護3 (B4点)			
		要介護4 (B5点)			
		要介護5 (B6点)			
	(III) 看護職員 6:1 介護職員 5:1	要支援 (C1点)			
		要介護1 (C2点)			
		要介護2 (C3点)			
		要介護3 (C4点)			
		要介護4 (C5点)			
		要介護5 (C6点)			
	(IV) 看護職員 6:1 介護職員 6:1	要支援 (D1点)			
		要介護1 (D2点)			
		要介護2 (D3点)			
		要介護3 (D4点)			
		要介護4 (D5点)			
		要介護5 (D6点)			

送迎加算 (片道の送迎ごと)  
(H点)

× 回数 (片道単位)

ロ 特定診療費

特定診療費  
(指導管理等、リハビリテーション、精神科専門療法、画像診断、処置、手術を行った場合に、別に厚生大臣が定める基準に従って点数に10円を乗じて得た額)

9-3 療養型病床群を有する診療所における短期入所療養介護

イ 診療所療養型病床群短期入所療養介護費

診療所療養型病床群短期入所療養介護費	(I) 看護職員 6:1 介護職員 6:1	要支援 (A1点)	平成10年省令第2条又は第3条の何れかの適用を受ける場合(4床超/病室など) (C1点減算)	× 日数	
		要介護1 (A2点)			
		要介護2 (A3点)			
		要介護3 (A4点)			
		要介護4 (A5点)			
		要介護5 (A6点)			
	(II) 看護・介護職員 3:1	要支援 (B1点)			平成10年省令附則第6条の適用を受ける場合(食堂、浴室がない) (C2点減算)
		要介護1 (B2点)			
		要介護2 (B3点)			
		要介護3 (B4点)			
		要介護4 (B5点)			
要介護5 (B6点)					

送迎加算(片道の送迎ごと) (H点)	× 回数(片道単位)
-----------------------	------------

ロ 特定診療費

<p>特定診療費 (指導管理等、リハビリテーション、精神科専門療法、画像診断、処置、手術を行った場合に、別に厚生大臣が定める基準に従って点数に10円を乗じて得た額)</p>
--

9-4 老人性痴呆疾患療養病棟を有する病院における短期入所療養介護

イ 痴呆疾患型短期入所療養介護費

痴呆疾患型 短期入所 療養介護費	(I) 看護職員 6 : 1 介護職員 4 : 1	要支援 (A1点)	×	日数
		要介護1 (A2点)		
		要介護2 (A3点)		
		要介護3 (A4点)		
		要介護4 (A5点)		
		要介護5 (A6点)		
	(II) 看護職員 6 : 1 介護職員 5 : 1	要支援 (B1点)		
		要介護1 (B2点)		
		要介護2 (B3点)		
		要介護3 (B4点)		
		要介護4 (B5点)		
	(III) 看護職員 6 : 1 介護職員 6 : 1	要支援 (C1点)		
		要介護1 (C2点)		
		要介護2 (C3点)		
		要介護3 (C4点)		
		要介護4 (C5点)		
	(IV) 看護職員 6 : 1 介護職員 8 : 1	要支援 (D1点)		
		要介護1 (D2点)		
		要介護2 (D3点)		
		要介護3 (D4点)		
要介護4 (D5点)				
要介護5 (D6点)				

送迎加算 (片道の送迎ごと) (H点) × 回数 (片道単位)

ロ 特定診療費

特定診療費  
(精神科専門療法のうち、日常的な医療行為として別に厚生大臣が定めるものを行った場合には、別に厚生大臣が定める基準に従って点数に10円を乗じて得た額)

9 - 5 基準適合診療所における短期入所療養介護

基準適合診療所短期入所療養介護費

基準適合 診療所 短期入所 療養介護費	要支援 (A1点)
	要介護 1 (A2点)
	要介護 2 (A3点)
	要介護 3 (A4点)
	要介護 4 (A5点)
	要介護 5 (A6点)

× 日数

送迎加算 (片道の送迎ごと) (H点)
------------------------

× 回数 (片道単位)

9 - 6 介護力強化病院における短期入所療養介護

イ 介護力強化型短期入所療養介護費

介護力強化型短期入所療養介護費	(I) 看護職員 6 : 1 介護職員 3 : 1	要支援 (A1点)	勤務条件に関する基準の区分による加減算	±	×	日数
		要介護 1 (A2点)				
		要介護 2 (A3点)				
		要介護 3 (A4点)				
		要介護 4 (A5点)				
		要介護 5 (A6点)				
	(II) 看護職員 6 : 1 介護職員 4 : 1	要支援 (B1点)				
		要介護 1 (B2点)				
		要介護 2 (B3点)				
		要介護 3 (B4点)				
		要介護 4 (B5点)				
		要介護 5 (B6点)				
	(III) 看護職員 6 : 1 介護職員 5 : 1	要支援 (C1点)				
		要介護 1 (C2点)				
		要介護 2 (C3点)				
		要介護 3 (C4点)				
		要介護 4 (C5点)				
		要介護 5 (C6点)				
	(IV) 看護職員 6 : 1 介護職員 6 : 1	要支援 (D1点)				
		要介護 1 (D2点)				
		要介護 2 (D3点)				
要介護 3 (D4点)						
要介護 4 (D5点)						
要介護 5 (D6点)						

勤務条件に関する基準の区分による加減算

基準型  
(そのまま)

加算型  
(G1、G2、G3、G4点加算)

減算型  
(G5点減算)

送迎加算 (片道の送迎ごと)  
(H点)

× 回数 (片道単位)

ロ 特定診療費

特定診療費  
(指導管理等、リハビリテーション、精神科専門療法、画像診断、処置、手術を行った場合に、別に厚生大臣が定める基準に従って点数に10円を乗じて得た額)

## 10. 痴呆対応型共同生活介護

痴呆対応型 共同生活 介護費	要介護1 (A1点)
	要介護2 (A2点)
	要介護3 (A3点)
	要介護4 (A4点)
	要介護5 (A5点)

× 日数

初期加算 (入居した日から起算して30日以内の期間、1日につきB点加算)
--------------------------------------

× 日数 (入居日から30日以内の期間)

## 11. 特定施設入所者生活介護

特定施設 入所者生活 介護費	要支援 (A1点)
	要介護1 (A2点)
	要介護2 (A3点)
	要介護3 (A4点)
	要介護4 (A5点)
	要介護5 (A6点)

+

機能訓練に対する 体制加算 (1日につきB点 加算)
-------------------------------------

×

日数

## 12. 福祉用具貸与

車いす
車いす付属品
特殊寝台
特殊寝台付属品
じょく瘡予防用具
体位変換器
手すり
スロープ
歩行器
歩行補助つえ
痴呆性老人徘徊感知機器
移動用リフト

現に貸与に要した費用の額を、事業所の所在地域に適用される1点の単価で除して得た点数 (1点未満の端数は四捨五入)

特定地域への搬入・搬出に係る経費 (1点当たり単価で除して得た点数)
---------------------------------------

貸与の開始日の属する月  
(個々の用具ごとの貸与費のP%を限度)

別表 指定居宅介護支援介護給付費点数表（案）について

居宅介護支援

居宅介護 支援費	要支援	(A1点)	1月当たり
	要介護1・2	(A2点)	
	要介護3・4・5	(A3点)	

※月末において当該月の居宅サービス計画に位置付けられているサービスに係る情報を記載した文書を市町村（審査支払事務を委託している場合は、国保連合会）に提出した居宅介護支援事業者について、所定点数を算定する。

特定地域居宅介護支援加算 (所定点数×R%)	1月当たり
---------------------------	-------



別表第一 指定施設サービス等介護給付費点数表（案）について

1. 介護福祉施設サービス

イ 介護福祉施設サービス費

介護福祉施設サービス費	(I) 介護・看護職員 3:1	要介護1 (A1点)	×	介護職員等の勤務条件に関する基準を満たさない場合 (P1%を算定)	+	機能訓練に対する体制加算 (G点加算)	+	常勤医師配置加算 (H点加算)	×	日数
		要介護2 (A2点)								
		要介護3 (A3点)								
		要介護4 (A4点)								
		要介護5 (A5点)								
	(II) 介護・看護職員 3.5:1	要介護1 (B1点)								
		要介護2 (B2点)								
		要介護3 (B3点)								
		要介護4 (B4点)								
		要介護5 (B5点)								
	(III) 介護・看護職員 4.1:1	要介護1 (C1点)								
		要介護2 (C2点)								
		要介護3 (C3点)								
		要介護4 (C4点)								
		要介護5 (C5点)								
小規模介護福祉施設サービス費	(I) 介護・看護職員 3:1	要介護1 (D1点)								
		要介護2 (D2点)								
		要介護3 (D3点)								
		要介護4 (D4点)								
		要介護5 (D5点)								
	(II) 介護・看護職員 3.5:1	要介護1 (E1点)								
		要介護2 (E2点)								
		要介護3 (E3点)								
		要介護4 (E4点)								
		要介護5 (E5点)								
	(III) 介護・看護職員 4.1:1	要介護1 (F1点)								
		要介護2 (F2点)								
		要介護3 (F3点)								
		要介護4 (F4点)								
		要介護5 (F5点)								

外泊時費用  
(1月に○日を限度としてK点算定)

× 外泊日数 (月○日を限度、外泊等の初日と最終日を除く)

ロ 旧措置介護福祉施設サービス費

旧措置介護福祉施設サービス費	(I) 介護・看護 職員 3:1	要支援等・要介護1 (A1点)	×	介護職員 等の勤務 条件に関 する基準 を満たさ ない場合 (P2%を 算定)	+	機能訓練 に対する 体制加算 (G点 加算)	+	常勤医師 配置加算 (H点 加算)	× 日数
		要介護2・3 (A2点)							
		要介護4・5 (A3点)							
	(II) 介護・看護 職員 3.5:1	要支援等・要介護1 (B1点)							
		要介護2・3 (B2点)							
		要介護4・5 (B3点)							
	(III) 介護・看護 職員 4.1:1	要支援等・要介護1 (C1点)							
		要介護2・3 (C2点)							
		要介護4・5 (C3点)							
小規模旧措置介護福祉施設サービス費	(I) 介護・看護 職員 3:1	要支援等・要介護1 (D1点)	×	介護職員 等の勤務 条件に関 する基準 を満たさ ない場合 (P2%を 算定)	+	機能訓練 に対する 体制加算 (G点 加算)	+	精神科医 療養指導 加算 (J点 加算)	× 日数
		要介護2・3 (D2点)							
		要介護4・5 (D3点)							
	(II) 介護・看護 職員 3.5:1	要支援等・要介護1 (E1点)							
		要介護2・3 (E2点)							
		要介護4・5 (E3点)							
	(III) 介護・看護 職員 4.1:1	要支援等・要介護1 (F1点)							
		要介護2・3 (F2点)							
		要介護4・5 (F3点)							

外泊時費用 (1月に○日を限度としてK点算定) × 外泊日数 (月○日を限度、外泊等の初日と最終日を除く)

ハ 初期加算

初期加算 (入所した日から起算して30日以内の期間、1日につきL点加算) × 日数 (入所日から30日以内の期間)  
(30日を超える入院後に再入所した場合も同様)

二 退所時相談援助費

退所時相談援助費 (1) (訪問して行った場合、1回につきM1点) × 回数 (入所早期及び退所の前後において各1回限り算定)

退所時相談援助費 (2) ((1)以外の場合、1回限りM2点) 退所者1人につき1回限り

## 2. 介護保健施設サービス

### イ 介護保健施設サービス費

介護保健施設サービス費	(I) 看護・介護職員 3:1	要介護1 (A1点)	+	リハビリテーションに対する体制加算 (C点加算)	+	痴呆専門棟加算 (J点加算)	× 日数
		要介護2 (A2点)					
		要介護3 (A3点)					
		要介護4 (A4点)					
		要介護5 (A5点)					
	(II) 看護・介護職員 3.6:1	要介護1 (B1点)					
		要介護2 (B2点)					
		要介護3 (B3点)					
		要介護4 (B4点)					
		要介護5 (B5点)					

外泊時費用 (1月に6日を限度としてD点算定)
----------------------------

 × 外泊日数 (月6日を限度、外泊等の初日と最終日を除く)

### ロ 初期加算

初期加算 (入所した日から起算して30日以内の期間、1日につきE点加算)
--------------------------------------

 × 日数 (入所日から30日以内の期間)

### ハ 退所時指導等加算

退所時指導加算 (一) (訪問して行った場合、1回につきF1点)
----------------------------------

 × 回数 (入所早期及び退所の前後において各1回限り算定)

退所時指導加算 (二) ((一)以外の場合、1回限りF2点)
--------------------------------

 退所者1人につき1回限り

老人訪問看護指示加算 (訪問看護ステーションに指示書を交付した場合、1回限りF3点)
--

 退所者1人につき1回限り

### ニ 緊急時施設療養費

緊急時治療管理費 (1日につき E点)
------------------------

 × 日数 (1月に1回で、3日を限度)

特定治療費 (処置、手術、麻酔又は放射線治療を行った場合に、老人医科点数表第1章及び第2章に定める点数に10円を乗じて得た額)
--

3. 介護療養施設サービス

3-1 介護療養型医療施設たる病院の療養型病床群における介護療養施設サービス

イ 療養型介護療養施設サービス費

療養型 介護療養 施設サー ビス費	(I) 看護職員 6:1 介護職員 3:1	要介護1 (A1点)	基準省令 附則第10 条に該当 する場合 (廊下幅 のみ基準 以下) (E1点 減算)	基準省令 附則第8 条、9条 又は11条 に該当す る場合 (E2点 減算)	基準省令 附則第7 条に該当 する場合 (食堂、浴 室がない) (E3点 減算)	医師配置 について 医療法施 行規則附 則第49条 に定める 経過措置 が適用の 場合 (F点減算)	勤務条件 に関する 基準の区 分による 加減算	基準型 (その まま)	加算型 (G1, G2, G3, G4点 加算)	減算型 (G5点 減算)	× 日数
		要介護2 (A2点)									
		要介護3 (A3点)									
		要介護4 (A4点)									
		要介護5 (A5点)									
	(II) 看護職員 6:1 介護職員 4:1	要介護1 (B1点)									
		要介護2 (B2点)									
		要介護3 (B3点)									
		要介護4 (B4点)									
		要介護5 (B5点)									
	(III) 看護職員 6:1 介護職員 5:1	要介護1 (C1点)									
		要介護2 (C2点)									
		要介護3 (C3点)									
		要介護4 (C4点)									
		要介護5 (C5点)									
	(IV) 看護職員 6:1 介護職員 6:1	要介護1 (D1点)									
		要介護2 (D2点)									
		要介護3 (D3点)									
		要介護4 (D4点)									
		要介護5 (D5点)									

外泊時費用  
(1月に6日を限度としてH点算定)

× 外泊日数 (月6日を限度、外泊等の初日と最終日を除く)

ロ 初期加算

初期加算 (入院した日から起算して30日以内の期間、1日につき1点加算)

× 日数 (入所日から30日以内の期間)

## ハ 退院時指導等加算

退院時指導加算（一）（訪問して行った場合、1回につきJ1点）	×	回数（入院早期及び退院の前後において各1回限り算定）
退院時指導加算（二）（（一）以外の場合、1回限りJ2点）		患者1人につき1回限り
老人訪問看護指示加算（訪問看護ステーションに指示書を交付した場合、1回限りH点）		患者1人につき1回限り

## ニ 特定診療費

特定診療費 （指導管理等、リハビリテーション、精神科専門療法、画像診断、処置、手術を行った場合に、別に厚生大臣が定める基準に従って点数に10円を乗じて得た額）
--

3-2 介護療養型医療施設たる診療所の療養型病床群における介護療養施設サービス

イ 診療所型介護療養施設サービス費

診療所型 介護療養 施設サービ ス費	(I) 看護職員 6:1 介護職員 6:1	要介護1 (A1点)	平成10年省令 第2条又は第3 条の何れかの 適用を受ける 場合(4床超/ 病室など) (C1点減算)	× 日数	
		要介護2 (A2点)			
		要介護3 (A3点)			
		要介護4 (A4点)			
		要介護5 (A5点)			
	(II) 看護・介護 職員 3:1	要介護1 (B1点)			平成10年省令 附則第6条の適 用を受ける場 合(食堂、浴 室がない) (C2点減算)
		要介護2 (B2点)			
		要介護3 (B3点)			
		要介護4 (B4点)			
		要介護5 (B5点)			

外泊時費用  
(1月に6日を限度としてH点算定)

× 外泊日数 (月6日を限度、外泊等の初日と最終日を除く)

ロ 初期加算

初期加算(入院した日から起算して30  
日以内の期間、1日につき1点加算)

× 日数(入所日から30日以内の期間)

ハ 退院時指導等加算

退院時指導加算(一)(訪問して行  
った場合、1回につきJ1点)

× 回数(入院早期及び退院の前後において各1回限り算定)

退院時指導加算(二)((一)以外  
の場合、1回限りJ2点)

患者1人につき1回限り

老人訪問看護指示加算(訪問看護ステーショ  
ンに指示書を交付した場合、1回限りJ3点)

患者1人につき1回限り

ニ 特定診療費

特定診療費  
(指導管理等、リハビリテーション、精  
神科専門療法、画像診断、処置、手術を  
行った場合に、別に厚生大臣が定める基  
準に従って点数に10円を乗じて得た額)

3-3 介護療養型医療施設の老人性痴呆疾患療養病棟における介護療養施設サービス

イ 痴呆疾患型介護療養施設サービス費

痴呆疾患型 介護療養 施設サービ ス費	(I) 看護職員 6:1 介護職員 4:1	要介護1 (A1点)	× 日数
		要介護2 (A2点)	
		要介護3 (A3点)	
		要介護4 (A4点)	
		要介護5 (A5点)	
	(II) 看護職員 6:1 介護職員 5:1	要介護1 (B1点)	
		要介護2 (B2点)	
		要介護3 (B3点)	
		要介護4 (B4点)	
		要介護5 (B5点)	
	(III) 看護職員 6:1 介護職員 6:1	要介護1 (C1点)	
		要介護2 (C2点)	
		要介護3 (C3点)	
		要介護4 (C4点)	
		要介護5 (C5点)	
	(IV) 看護職員 6:1 介護職員 8:1	要介護1 (D1点)	
		要介護2 (D2点)	
		要介護3 (D3点)	
		要介護4 (D4点)	
		要介護5 (D5点)	

外泊時費用 (1月に6日を限度としてH点算定) × 外泊日数 (月6日を限度、外泊等の初日と最終日を除く)

ロ 初期加算

初期加算 (入院した日から起算して30日以内の期間、1日につきI点加算) × 日数 (入所日から30日以内の期間)

ハ 退院時指導等加算

退院時指導加算 (一) (訪問して行った場合、1回につきJ1点) × 回数 (入院早期及び退院の前後において各1回限り算定)

退院時指導加算 (二) ((一)以外の場合、1回限りJ2点) 患者1人につき1回限り

老人訪問看護指示加算 (訪問看護ステーションに指示書を交付した場合、1回限りJ3点) 患者1人につき1回限り

## 二 特定診療費

### 特定診療費

(精神科専門療法のうち、日常的な医療行為として別に厚生大臣が定めるものを行った場合には、別に厚生大臣が定める基準に従って点数に10円を乗じて得た額)



### 3-4 介護療養型医療施設の介護力強化病棟における介護療養施設サービス

#### イ 介護力強化型介護療養施設サービス費

介護力強化型介護療養施設サービス費	(I) 看護職員 6:1 介護職員 3:1	要介護1 (A1点)	±	勤務条件に関する基準の区分による加減算  基準型 (そのまま)  加算型 (G1, G2, G3, G4点加算)  減算型 (G5点減算)	×	日数
		要介護2 (A2点)				
		要介護3 (A3点)				
		要介護4 (A4点)				
		要介護5 (A5点)				
	(II) 看護職員 6:1 介護職員 4:1	要介護1 (B1点)				
		要介護2 (B2点)				
		要介護3 (B3点)				
		要介護4 (B4点)				
		要介護5 (B5点)				
	(III) 看護職員 6:1 介護職員 5:1	要介護1 (C1点)				
		要介護2 (C2点)				
		要介護3 (C3点)				
		要介護4 (C4点)				
		要介護5 (C5点)				
	(IV) 看護職員 6:1 介護職員 6:1	要介護1 (D1点)				
		要介護2 (D2点)				
		要介護3 (D3点)				
		要介護4 (D4点)				
		要介護5 (D5点)				

外泊時費用 (1月に6日を限度としてH点算定)
----------------------------

 × 外泊日数 (月6日を限度、外泊等の初日と最終日を除く)

#### ロ 初期加算

初期加算 (入院した日から起算して30日以内の期間、1日につき1点加算)
--------------------------------------

 × 日数 (入所日から30日以内の期間)

## ハ 退院時指導等加算

退院時指導加算（一）（訪問して行った場合、1回につきJ1点）	×	回数（入院の早期及び退院の前後において各1回限り算定）
退院時指導加算（二）（（一）以外の場合、1回限りJ2点）		患者1人につき1回限り
老人訪問看護指示加算（訪問看護ステーションに指示書を交付した場合、1回限りJ3点）		患者1人につき1回限り

## 二 特定診療費

特定診療費 （指導管理等、リハビリテーション、精神科専門療法、画像診断、処置、手術を行った場合に、別に厚生大臣が定める基準に従って点数に10円を乗じて得た額）
--

別表第二 食事の提供に要する費用の額の算定表（案）について

基本食事サービス費

$$\left( \begin{array}{|c|} \hline \text{基本食事} \\ \text{サービス費} \\ \\ \text{(N 円)} \\ \hline \end{array} \right) - \left( \begin{array}{|c|} \hline \text{管理栄養士による} \\ \text{管理や適時適温が} \\ \text{できていない場合} \\ \text{(N1 円減算)} \\ \hline \text{栄養士がいない場} \\ \text{合等} \\ \text{(N2 円減算)} \\ \hline \end{array} \right) \times \text{日数}$$
  
$$\left( \begin{array}{|c|} \hline \text{特別食加算} \\ \text{(N3 円加算)} \\ \hline \end{array} \right) \times \text{日数}$$